

八幡平市生涯学習推進計画

「はちまんたい
学びの郷
プラン」
2019～2028



平成 31 年 3 月



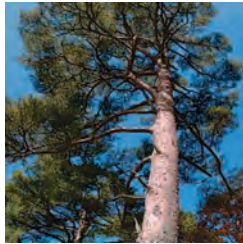
八幡平市
Hachimantai City

八幡平市市民憲章

(平成 18 年 11 月 3 日制定)

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原の裾野に広がる大自然にめぐまれた農（みのり）と輝（ひかり）の大地です。わたくしたちは、心をつなげて、お互いの幸せを願い、ここに市民憲章を定めます。

- 1、わたくしたちは、自然をはぐくみ、景観にすぐれたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、心身をきたえ、活力にみちたまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、ふれあいを大切に、人情あふれるまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、共に学び働き、暮らしのゆたかなまちをつくります。
- 1、わたくしたちは、限りない未来に向け、希望にもえるまちをつくります。

市の花鳥木		
		
花「リンドウ」	鳥「ヤマドリ」	木「アカマツ」
リンドウ科の多年草で、青紫色の鐘形の花を咲かせ、八幡平市は品質・生産量とも日本一を誇る。海外への輸出も拡大し、躍進を続ける市を象徴するのにふさわしい花である。	日本固有のキジ科の留鳥で、まだら模様のある茶褐色の羽毛と筋模様の長い尾のある美しい鳥である。市内全域の山林に生息し、市民に馴染みの深い鳥である。	マツ科の常緑針葉高木で、本県産の代表的樹種である。市内いたるところに生育し、樹齢120年を超えるアカマツ天然林もあり、そのたくましさは伸びゆく市にふさわしい木である。

八幡平市民歌

八幡平市民歌

作詞 保岡 直樹
作曲 林 芳輝

一、若い息吹に 満ちあふれ

農と輝の 夢よぶ大地

ながれ清らかな 川がある

いのち育む 土がある

四季の恵みの 幸うけて

ああ あしたを拓く 八幡平市

二、花はリンドウ 咲き薫り

ふれあう人の和 明るい笑顔

みどり豊かな 山がある

歴史ささやく 路がある

心ひとつに 肩よせて

ああ しあわせ築く 八幡平市

三、伸びるアカマツ たくましく

飛翔くヤマドリ 耀く空へ

ここに理想の 街がある

未来を彩る 虹がある

力あわせて 躍進の

ああ 希望に燃える 八幡平市

目 次

■ はじめに

1	計画の策定趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の構成と期間	1
4	生涯学習の基本的な考え方（意義）	2
	（１）生涯学習とは	2
	（２）生涯学習の必要性	2
5	市民の生涯学習への関心と意識	3

基本構想（理念と方針）

1	計画の理念	9
2	計画の基本方針	9
3	計画の体系	9

基本計画（目標と施策）

1	総合的な生涯学習推進体制の整備	11
	（１）生涯学習推進体制の充実	11
	（２）生涯学習の普及・奨励	12
	（３）学習情報の提供・相談体制の整備	12
	（４）生涯学習関連施設の整備	13

2	魅力ある多様な学習機会の充実	15
(1)	教育振興運動の推進	15
(2)	家庭教育の充実	16
(3)	生涯各期に応じた学習の充実	16
(4)	現代的課題に対応した学習の推進	18
3	多様で個性のある文化の創造	20
(1)	芸術文化の振興	20
(2)	文化財の保護と活用	21

■ 資料編

○	八幡平市生涯学習推進計画策定経過	23
○	八幡平市生涯学習推進計画諮問書・答申書	24
○	八幡平市社会教育委員名簿	26
○	八幡平市生涯学習推進本部設置要綱	27
○	八幡平市生涯学習関連施設一覧	29
○	八幡平市の指定文化財一覧	32



マナビィ

故石ノ森章太郎デザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触覚が3本あります。

【年度の表記について】

本計画策定時点では、平成31年4月より後の元号が決まっていないため、本文中、平成30年度までは和暦のみの表記、それ以降については、策定時点の元号での和暦・西暦の併記としています。

例) 平成32(2020)年度

■ はじめに

1 計画の策定趣旨

この計画は、これまで当市において進めてきた生涯学習施策を継承し、さらに進展するために、第2次八幡平市総合計画基本構想・前期基本計画との整合性を保ちながら、市の将来像である「農と輝の大地～ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市～」の実現に向けて策定します。市基本構想における生涯学習の推進については、基本目標を「心身ともに健康で、活力に満ちたまちづくり」とし、基本方針では「心豊かな人生を送る学習機会の充実」が位置付けられています。

個人の学習ニーズが多様化する中で、市民一人一人が生涯にわたり充実した豊かな暮らしを実現するため「いつでも、どこでも、その人が、その人に適した方法」で学ぶことができる生涯学習社会を築く必要があります。

八幡平市生涯学習推進計画は、市民が学びを通して、自己を高め、学びの成果を地域で生かし、市民を主体としたまちづくりを目指し、当市における生涯学習施策の展開と方向性を示すため策定するものです。

2 計画の性格

八幡平市生涯学習推進計画は、八幡平市総合計画を生涯学習の視点から総合的に推進する「部門別計画」として位置付け、第2次八幡平市総合計画前期基本計画が示す施策の方向性を踏まえ、市民、行政及び関係機関が連携して生涯学習を推進する総合的な考え方を示すものです。

また、生涯学習活動の主役である市民の声を反映するため、平成30年3月に実施した「八幡平市民への生涯学習等に関するアンケート調査」の結果を踏まえて策定しています。

3 計画の構成と期間

八幡平市生涯学習推進計画は、基本構想（理念と方針）と基本計画（目標と施策）で構成します。

「基本構想」は生涯学習推進のための基本理念と実現の方針を体系化したものです。計画期間は平成31年度から平成40（2028）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢や市民の学習ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを図ります。

「基本計画」は基本構想に基づき、体系化した各分野別の目標と具体的な施策を示すものです。計画期間は前期を平成31年度から平成35（2023）年度までの5年間とし、後期を平成36（2024）年度から平成40（2028）年度までの5年間とします。基本構想と同様に、必要に応じ見直しを図ります。

4 生涯学習の基本的な考え方（意義）

（１）生涯学習とは

生涯学習とは一人一人が、生きがいのある充実した人生を送ることを目指し、自発的意思に基づいて、「自己の充実」「生活の向上」「職業能力の向上」等のために、必要に応じて自分に適した手段や方法を選び、生涯にわたって行う学習活動です。（昭和 56 年 中央教育審議会答申）

この中には、学校で行われている基礎的・基本的な教育活動や、健康で豊かな生活を営むための趣味や教養、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、仕事に役立つ知識や技術を身に付ける資格取得、企業内研修など、非常に範囲の広い学習・文化・スポーツ等の活動が含まれています。

また、学習の方法には、学校や公民館（コミュニティセンター）などの生涯学習関連施設や、体育館、民間施設で行われる学習だけでなく、テレビ、書籍、新聞、インターネットなどを利用して個人で行う学習があります。

このような生涯学習活動は、自分自身を育て、潤いのある生活を築いていくことができるとともに、学習によって得た知識や技能を学校、家庭、地域の中で生かすことによって、活力ある地域社会の形成に貢献します。

生涯学習には、個々の人生を充実したものにするだけでなく、まちづくりに大きな役割を果たすことが期待されます。

（２）生涯学習の必要性

生活水準の向上や余暇の増大、高度情報化の進展などにより、物の豊かさを求めることに加え、心の豊かさや生きがいを重視するなど一人一人の価値観や生活様式が多様化している中で、さまざまな世代の市民が生きがいをもち、豊かで充実した生活を送るためには絶えず新たな知識や技能を学ぶ必要があります。

また、活力あるまちづくりを実現するため、市民が地域について理解を深め、地域課題に関心を持ち、解決に向けた自発的な活動と地域の視点に立った学習活動を行うことも必要です。

これらのことから、市民一人一人が学びたいときに、学びたいものを、自由に選択して学ぶことができ、自己実現や地域づくりに生かせるような「生涯学習社会」の形成が求められています。

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として規定され、生涯学習社会の実現が教育の使命とされています。

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（教育基本法第 3 条）

5 市民の生涯学習への関心と意識（生涯学習アンケート調査状況）

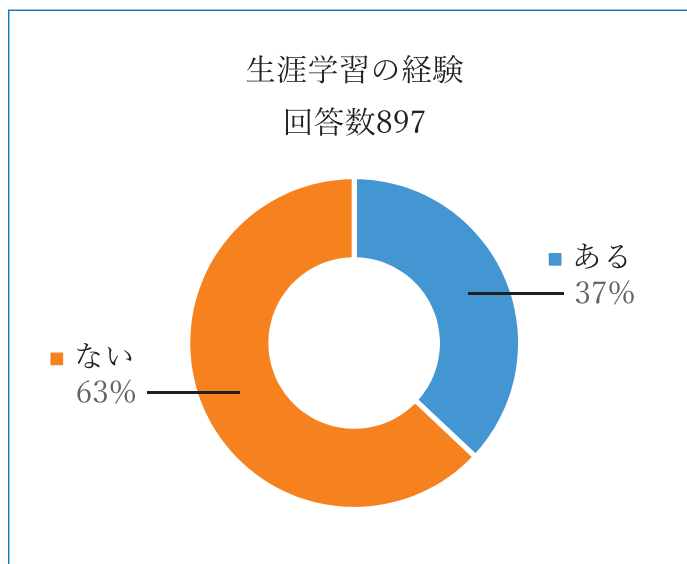
市では、平成 30 年 3 月に、市民の生涯学習及び運動・スポーツ活動の実態やニーズを把握するため、八幡平市民への生涯学習等に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を行いました。

【調査方法】

- ・調査対象：20 歳から 79 歳までの市民（平成 30 年 1 月時点）
- ・調査標本数：標本数 2,628 人
- ・抽出方法：住民基本台帳から標本数を男女別、年代別、地区別の人口に応じて比例配分し、無作為に抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査期間：平成 30 年 3 月 1 日～28 日
- ・回収状況：回収票数 897 票（回収率 34.1%）
- ・集計方法：各設問に全て単純集計（一次集計）を行い、性別・年代・地区別の属性と各設問のクロス集計（二次集計）を行っています。

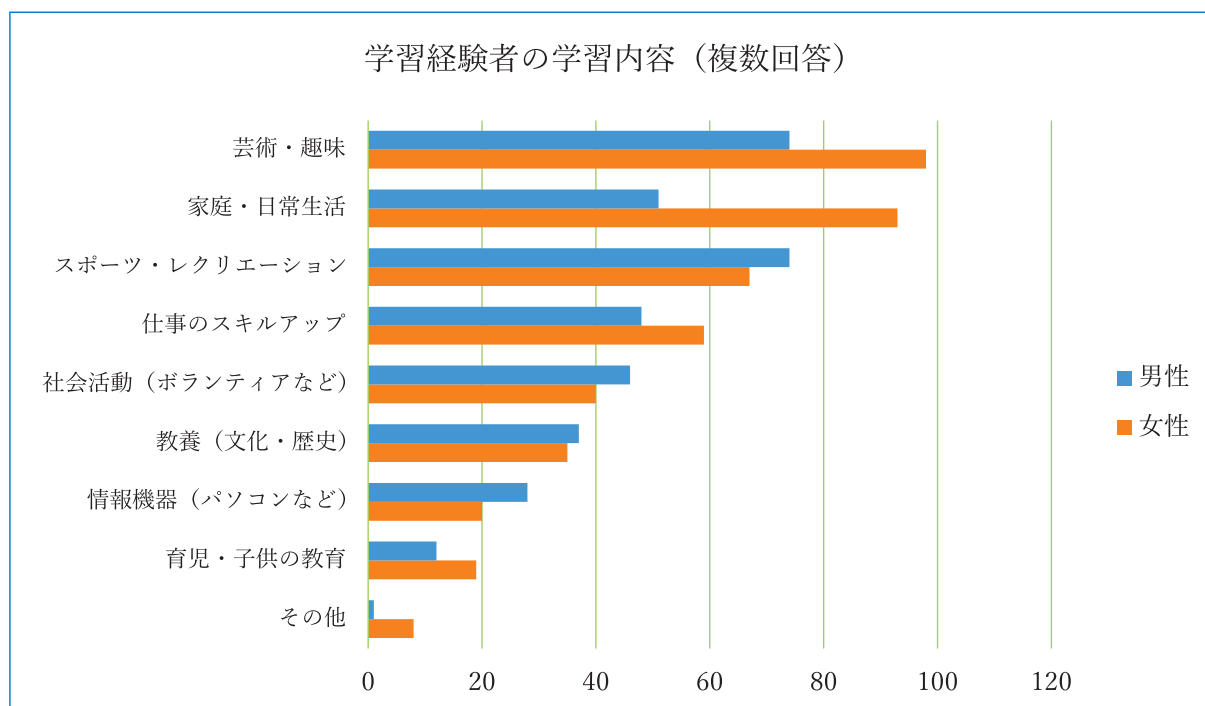
調査の結果から、市民の生涯学習の現状・意識などの主なものについては、次のように示されています。

【設問 1】この 1 年で生涯学習を行ったことがありますか（生涯学習の経験）



この 1 年間に生涯学習の経験のある人は、37.0%で市民の約 3.7 人に 1 人が学習経験を持っています。前計画時アンケート調査では 32.7%で生涯学習に取り組む人の割合が増加しています。

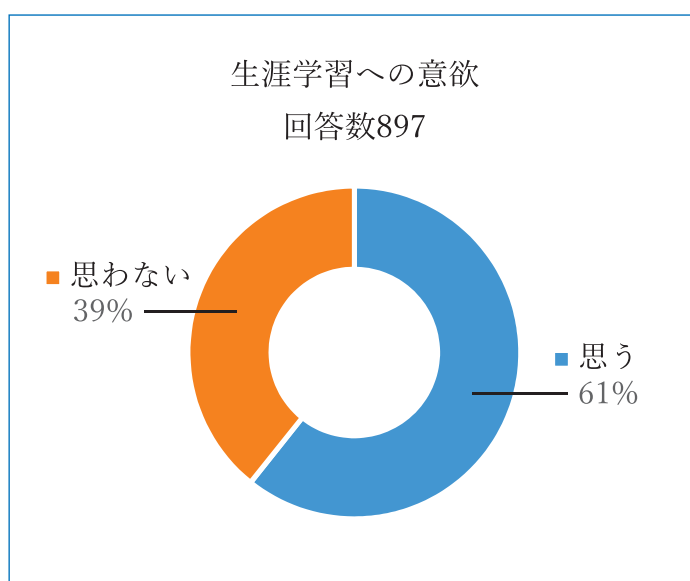
【設問２】どんな生涯学習をしましたか（学習経験者の学習内容）



この１年に行った市民の生涯学習の内容は、「芸術・趣味」が一番多く、次に「家庭・日常生活」、以下「スポーツ・レクリエーション」、「仕事」、「ボランティア」に関するが続いています。

男女別では、男性は「芸術・趣味」、「スポーツ・レクリエーション」が高い割合を示しており、女性は「芸術・趣味」、「家庭・日常生活」の割合が高くなっています。学習内容に男女差があることが分かります。

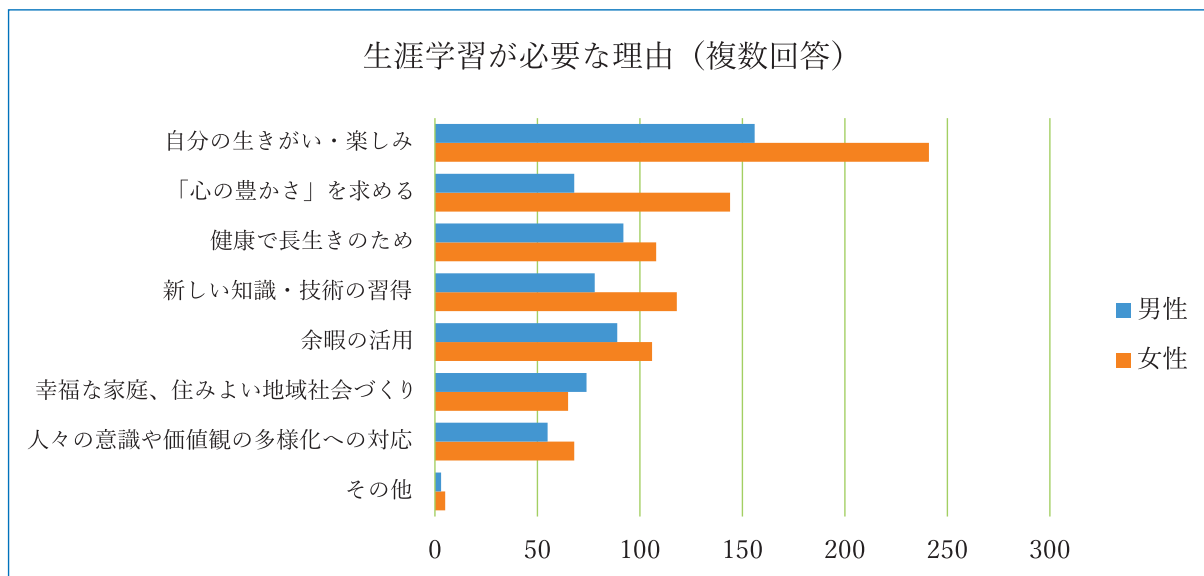
【設問３】今後、生涯学習活動に参加したいと思いますか（生涯学習への意欲）



生涯学習への参加意欲は、参加したいと「思う」が61%となっていますが、40%近くが「思わない」と回答しています。

前計画時アンケート調査では、「思う」が64%となっており、生涯学習への参加意欲がやや低下しています。

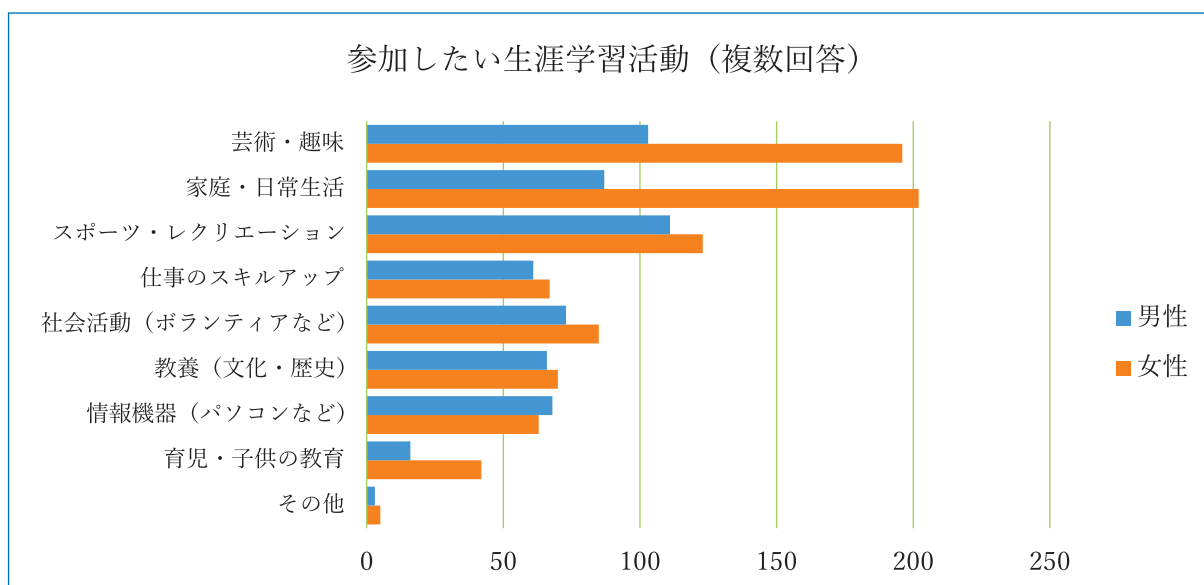
【設問4】生涯学習が必要と思われる理由は何ですか(生涯学習に参加したいと「思う」と回答した人)



生涯学習が必要と思う理由は、「自分の生きがい・楽しみ」のためが最も多く、次に「心の豊かさを求める」「健康で長生きのため」「新しい知識・技術の習得」「余暇の活用」と続きます。

前計画時アンケート調査でも同様の傾向が見られ、「自分の生きがいのため」に代表されるように、自己実現を意識したものであることが分かります。

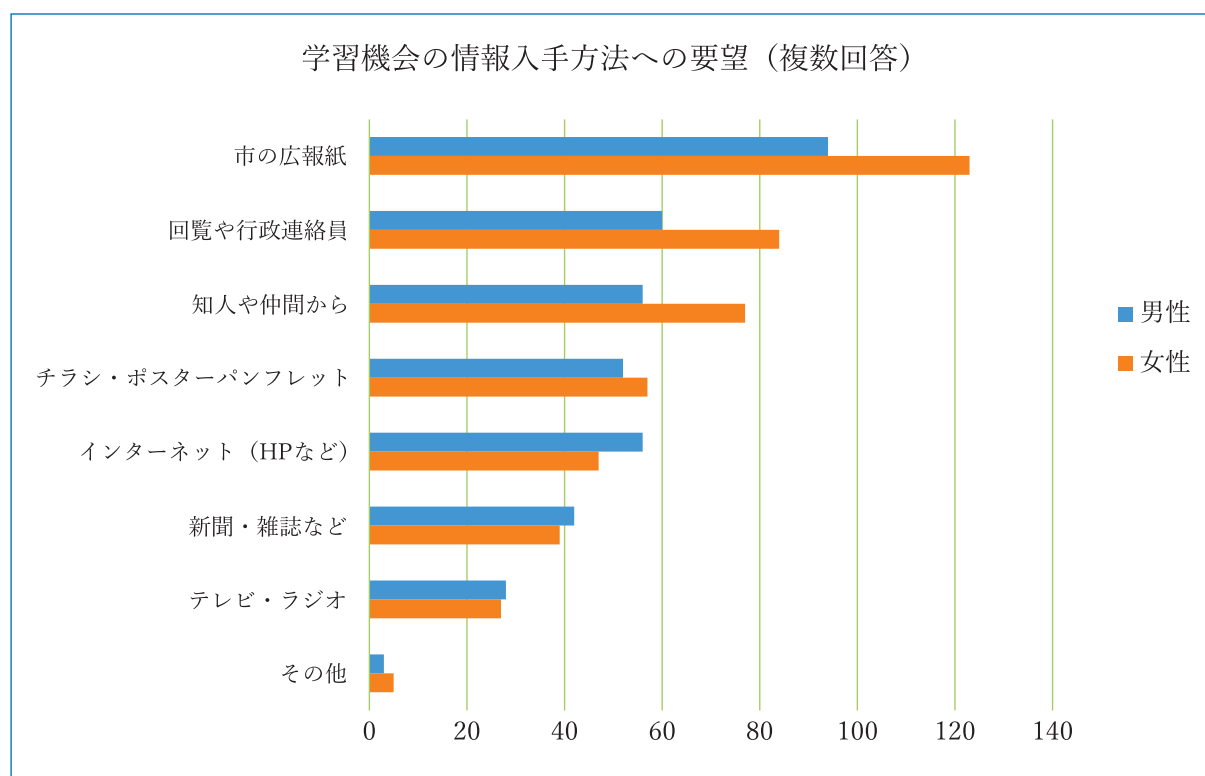
【設問5】今後、どのような生涯学習活動に参加してみたいと思いますか。(生涯学習に参加したいと「思う」と回答した人)



参加してみたいと思う生涯学習活動は「芸術・趣味」が一番多く、設問2の現在行っている学習と同様の傾向にあります。前計画時アンケート調査と比較すると「仕事の

スキルアップ」と「社会活動（ボランティアなど）」が逆転しています。現在、ボランティアなどを行っていないが、社会に役立つ何らかの活動を行ってみたいと考える人が増えていると考えられます。

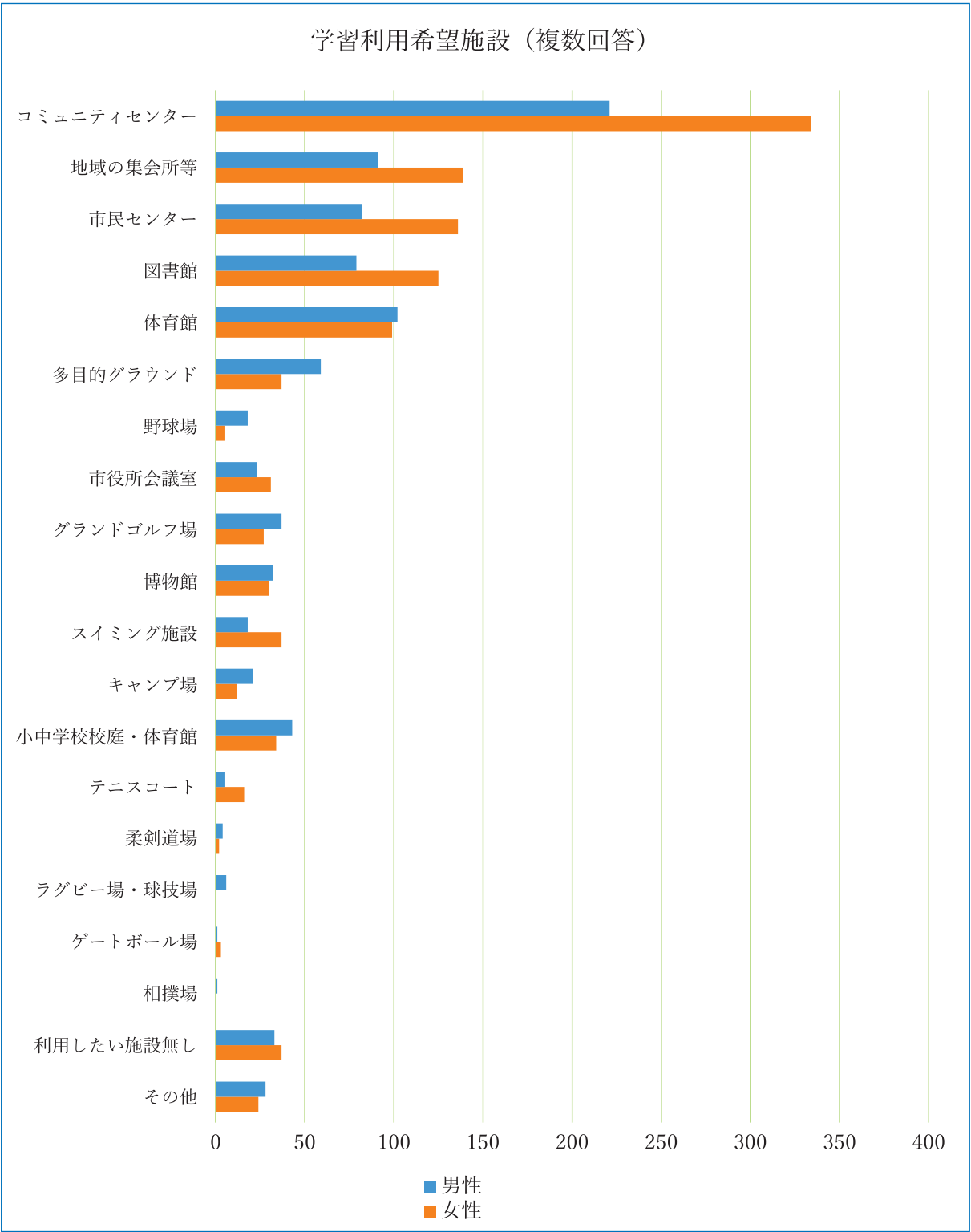
【設問 6】 今後、学習機会の情報をどのような方法で得たいですか（学習機会の情報入手方法への要望）



学習機会の情報入手方法への要望は「市の広報紙」が最も多く、次に「回覧や行政連絡員」、以下「知人や仲間から」、「チラシ・ポスター・パンフレット」が続いています。

「インターネット（HP など）」の情報機器を媒体とする情報の入手については、前計画時アンケート調査よりも増加しており、若い世代はもちろん高齢世代にも浸透しているものと考えられます。

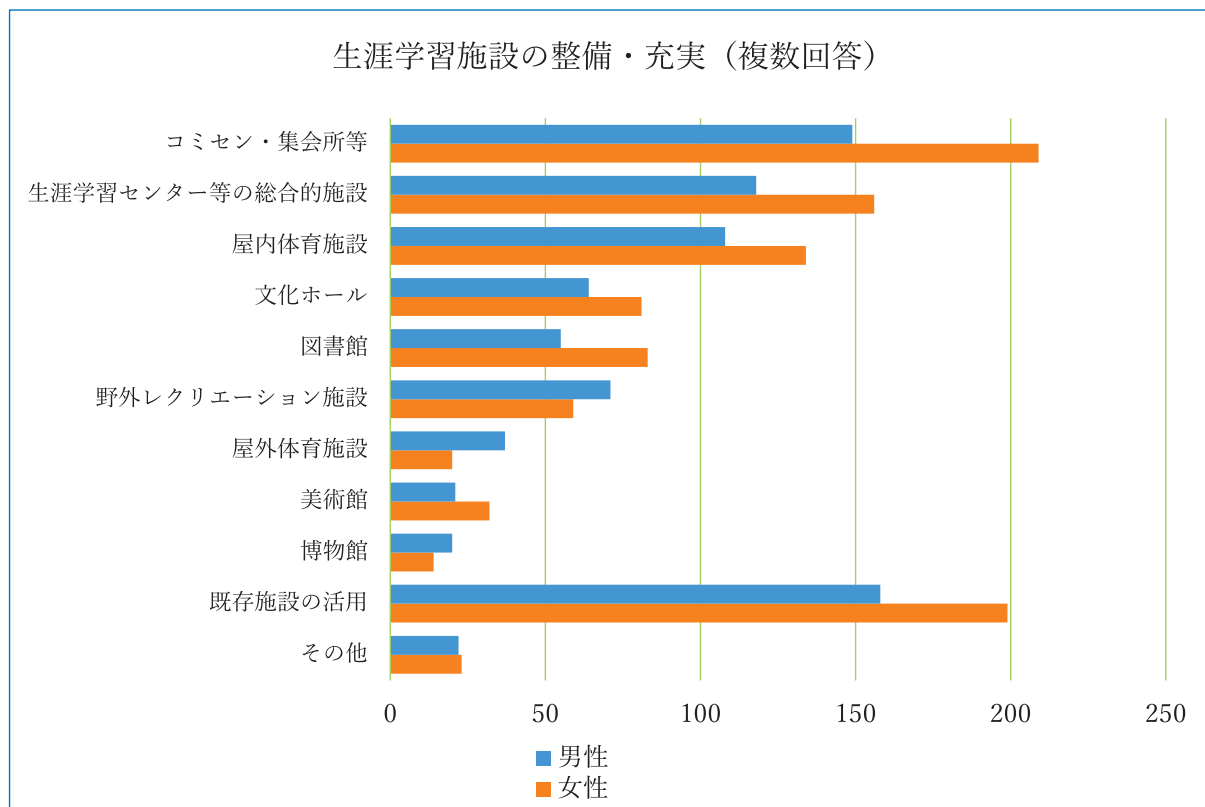
【設問 7】生涯学習活動をするうえで、利用したいと思う施設はどこですか（学習利用希望施設）



全体で利用希望の多い施設は「コミュニティセンター」が一番多く、「地域の集会場等」と合わせると多数の市民が身近な施設での学習を希望していることとなります。

旧地区公民館をコミュニティセンター化したことにより、地域の実情に合わせた学習を行っており、今後も利用希望の多い施設になると考えられます。

【設問8】 今後、生涯学習をするうえで、どんな施設の整備・充実が必要ですか（生涯学習施設の整備・充実）



生涯学習施設として整備・充実が期待されている施設は「コミセン・集会所等」が一番多く、前計画時アンケート調査で多かった「生涯学習センター等の総合的施設」を上回っています。これはコミュニティセンターが指定管理により地域に根差した学習活動を行っていることが要因であると考えられます。

また、「生涯学習センター等の総合的施設」と「文化ホール」、「図書館」を合わせると多数の市民が市全体としての総合的な学習・文化施設を希望していることが分かります。

なお、「野外レクリエーション施設」については、複数回答のため、屋内での学習活動と合わせて、野外での自然にふれる活動を希望する市民が多いことが考えられます。

基本構想（理念と方針）

1 計画の理念

八幡平市が、市民による生涯学習でまちづくりを進めるために、これまで取り組んできた生涯学習活動の成果を尊重し、さらに発展させるとともに、市民及び関係機関や関係団体と連携・協力しながら地域の特性を生かすことで、市としての一体感を持った特色のある生涯学習の環境づくりに努めるものとします。

また、市民一人一人が主役となって生涯学習を行うことができるようにすること（＝人づくり）で、その学習成果を地域で生かしあい、学びあうことで優れたコミュニティが形成され、学習活動を未来につなげていくこと（＝まちづくり）に効果があることから、地域と行政との「協働」のもとに推進するものとします。

2 計画の基本方針

市民一人一人が自分の個性や能力を発揮し、自らが「いつでも」「どこでも」「だれでも」個々に適した方法で学び続けることで、心身ともに健康で活力に満ち、連携・協働していくことのできるまちづくりを目指して、

《 基本方針 》

「農と輝の大地」のもとで いつでも どこでも だれでも
学びあう生涯学習のまち・八幡平市
～心身ともに健康で、活力に満ちたまちづくりを目指す生涯学習と
生涯スポーツの振興～

を基本方針に設定します。

3 計画の体系

八幡平市生涯学習計画は、八幡平市総合計画で掲げる市の将来像「農と輝の大地～ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市～」の実現に向けて、4つの施策目標を中心として取り組みながら、生涯学習施策の展開に取り組みます。

【体系の分類について】

体系の基本的枠組みを土台にし、大分類・中分類・小分類を設定し、以下のよう
に位置付けます。

- ①大分類（施策の目標） 基本的枠組みを構成する4つの施策目標です。
- ②中分類（施策の方向性） 大分類を課題別に整理し、具体的な方向性を示します。
- ③小分類（施策の展開） 事業推進のため、施策や事業をさらに具体的に分類・整理したものです。

体系図



基本計画（目標と施策）

1 総合的な生涯学習推進体制の整備

施策目標	施策の方向性	施策の展開
1 総合的な生涯学習推進体制の整備	（１）生涯学習推進体制の充実	①推進体制の整備 ②関係機関との連携
	（２）生涯学習の普及・奨励	①生涯学習への意識の啓発 ②生涯学習の成果・発表
	（３）学習情報の提供・相談体制の整備	①学習情報の提供 ②学習相談体制の整備
	（４）生涯学習関連施設の整備	①既存施設の整備充実と有効活用 ②施設間の連携の推進 ③新たな学びの場の充実・発掘

（１）生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

社会情勢の変化などへの対応が望まれる中で、「いつでも どこでも だれでも」学ぶことができ、自己を高めるだけでなく、その成果が適切に評価され、地域に活かされる生涯学習環境の整備が求められています。当市では地域における生涯学習の場であった地区公民館をコミュニティセンター化し、地域振興協議会を指定管理者とすることで、多様化・高度化する市民の学習ニーズに柔軟に対応する生涯学習機会の提供を展開しています。

生涯学習活動は、市民のあらゆる生活領域で行われるものであり、行政、関係機関・団体、民間などの連携のもと、生涯学習推進体制の充実を図る必要があります。

【施策の展開】

①推進体制の整備

生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織として、生涯学習推進本部を設置し、庁内での生涯学習推進に対する意思統一を図ります。

また、社会教育委員会議や図書館協議会、博物館協議会などの各種委員会及びコミュニティセンター代表者会議などの各種会議を定期的に行い、意見集約や情報交換を図ります。

②関係機関との連携

市民一人一人が、自己の学習経験に応じて、より高度な学習機会の充実と専門性を生かした学習内容の向上のために、既存の機関・団体や大学などの高等教育機関、民間企業・団体などとの連携・協力を努めます。

（２）生涯学習の普及・奨励

【現状と課題】

自発的な学習活動を行うには、興味や関心を持つことが重要です。市民一人一人が学習活動を通して、自己を磨き、充実した豊かな人生を送ろうとする意欲を促すためには、生涯学習を身近なものと認識できる啓発活動を行う必要があります。

アンケート調査の結果では、生涯学習への参加意欲のある市民は 60%を超えていますが、意欲を実際の学習に結び付ける方策が必要となります。

現在、市では「生涯学習まちづくり出前講座」「生涯学習推進大会」を実施しており、各コミュニティセンターでは生涯各期に合わせた講座等を実施しています。今後、さらに生涯学習の普及・奨励を進めていく必要があります。

【施策の展開】

①生涯学習への意識の啓発

市民の学習意欲を高めるために、生涯学習に関する各種資料の提供を図るとともに、生涯学習の必要性や学ぶことの楽しさを伝える情報の発信に努めます。

また、市民が市政に関する理解を深めるために、市職員などが講師として出向き、専門知識を生かした学習活動を行う「生涯学習まちづくり出前講座」のメニュー充実を図ります。

②生涯学習の成果・発表

生涯学習への理解を深めるとともに、学習活動の成果を発表する場が必要となります。市全体としては「生涯学習推進大会」や「八幡平市芸術祭」の開催。地域においては「コミュニティセンターまつり」や「サークル発表会」など、関係機関や団体と連携・協力し、生涯学習が市民にとって身近なものになる学習機会と発表の場を提供します。

（３）学習情報の提供・相談体制の整備

【現状と課題】

学習情報の提供については、市全体として「広報はちまんたい」や市のホームページ、チラシ等を通じて、コミュニティセンター事業に関しては「コミュニティセンター便り」を通じて学習関連情報を提供しています。今後においても学習情報を収集し、

豊富で新しい情報発信を行うことが必要です。

また、市民が自己に適した学習内容や方法を選択するためには、その情報を気軽に入手・相談できる体制の充実を図ることも必要となります。

【施策の展開】

①学習情報の提供

市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、情報の収集に力を入れ、情報入手媒体として要望の多い「広報はちまんたい」や「行政連絡員を通じた配布物」、市のホームページにより情報発信を図るとともに、県が整備した「生涯学習情報提供システム」などの各種メディアを有効活用し、市内のどこでも学習活動を誘引できる情報の提供を図ります。

②学習相談体制の整備

市民の学習活動を活発化させる支援策として、学習機会や学習の場に関する相談体制の充実を図ります。

また、多種多様な知識・技能を持った講師の発掘と、市民の学習の成果を地域に還元する方策として「生涯学習人材バンク」の整備・充実に努めます。

（４）生涯学習関連施設の整備

【現状と課題】

市の生涯学習を推進するに当たり、生涯学習活動の拠点施設（学びの場）は必要不可欠です。当市には市民センターやコミュニティセンター、図書館、博物館などの施設、屋内外の体育施設、地域においては集会所等施設などの多様な施設が学びの場として活用されています。

しかし、施設によっては老朽化が進んでいるものもあり、今後において市として管理運営方法などを検討し、市民が主体的に学習活動を行う場として真に必要で学びに適した施設の整備及び機能の充実を図る必要があります。

【施策の展開】

①既存施設の整備充実と有効活用

既存施設については、「八幡平市公共施設等総合管理計画」に則して、計画的な整備と適正な運営・維持管理に努めます。コミュニティセンターをはじめとした指定管理施設については、引き続き指定管理を行い、施設の機能に合った生涯学習活動への有効活用を図ります。

また、現行の学校施設開放については、開放に関する運営・管理などについて、行政・学校・地域が協力し連携できる体制づくりに努め、学校と地域の交流の場として

有効活用に努めます。

②施設間の連携の推進

市民の学習活動が効果的・効率的に行われるよう、施設間の連携と情報交換を推進し、市民がそれぞれのニーズに合った学習活動を選択できる機会の充実に努めます。

③新たな学びの場の充実・発掘

アンケート調査で整備・充実が期待される上位5施設（屋外施設を除く）の中で、「生涯学習センター等の総合的施設」と「文化ホール」、「図書館」の整備が要望されています。この3施設を合わせると多数の市民が市全体としての総合的な学習・文化施設を希望していることが分かります。将来的展望や社会情勢などに十分配慮しながら新たな学習施設の必要性について検討します。

また、学びの場は、屋内施設だけでなく、当市がもつ自然や景観も貴重な資源といえます。アンケート調査でも「野外レクリエーション施設」の要望が多く出されていることから、自然豊かな当市への理解を深めるためにも、これら自然資源の積極的な活用の推進を図ります。

2 魅力ある多様な学習機会の充実

施策目標	施策の方向性	施策の展開
2 魅力ある多様な学習機会の充実	(1) 教育振興運動の推進	①独自の教育振興運動の展開 ②コミュニティ・スクール事業の推進と 地域とともにある学校の実現
	(2) 家庭教育の充実	①家庭教育支援事業の充実 ②子育てを支援する環境の充実
	(3) 生涯各期に応じた学習の充実	①青少年期における学習機会の充実 ②成人期における学習機会の充実 ③高齢期における学習機会の充実
	(4) 現代的課題に対応した学習の充実	①情報化に対応した学習の推進 ②国際化に対応した学習の推進 ③環境問題に対応した学習の推進 ④男女共同参画社会に対応した学習の推進

(1) 教育振興運動の推進

【現状と課題】

教育振興運動は、子ども・学校・家庭・地域・行政の五者が、それぞれの役割を明確にし、総ぐるみで地域の教育課題に取り組む岩手県独自の教育運動です。当市では「八幡平市教育振興運動推進協議会」を設立し、運動を展開していますが、運動の周知・啓発や組織の強化を図り、市民総ぐるみで実践活動の推進を図る必要があります。

【施策の展開】

①独自の教育振興運動の展開

市教育振興運動の目標である「より多くの宝ものを持った子どもを育てよう！～しめそう・かたろう・ほめよう～」のもと、地域ぐるみで子どもたちを育ていくため、五者の相互連携のもと、市独自の教育振興運動の展開を図ります。

②コミュニティ・スクール事業の推進と地域とともにある学校の実現

各小・中学校に学校運営協議会を設置し、教育振興運動を土台としたコミュニティ・スクール事業を展開することで、地域とともにある学校の実現を図ります。

（２）家庭教育の充実

【現状と課題】

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や社会生活上の基本的なルールやマナーなどの資質や能力を形成するうえで、大切な役割を担っています。

しかし、現代社会における核家族化や少子化の進行により家庭を取り巻く環境が変化する中で、家庭の教育力の低下が危惧されています。

また、都市化による地域の連帯感の低下により、地域において子育て家庭が孤立し、子育てを負担に感じるなど、子育てへの不安を抱く親が増えています。

当市では、市内の小中学校・保育所等が、さまざまな教育課題を地域全体で解決し、児童・生徒の健全育成を図る「八幡平市総合教育支援事業」など、各種学習機会を提供していますが、今後は子どもの発達段階に応じて家族ぐるみで学ぶことのできる家庭教育支援の充実に努め、家庭における教育力の向上を図る必要があります。

【施策の展開】

①家庭教育支援事業の充実

家庭の教育力の向上を図るために、中学生以下の子どもをもつ親に対して、発達段階に応じた各種講座等を開催し、家庭教育に対する学習機会を提供します。

また、現在実施している「八幡平市総合教育支援事業」については、市内小中学校・保育所等の全施設で活発に事業が展開されるよう推進し、家庭教育支援の充実に図ります。

②子育てを支援する環境の充実

福祉部局や関係機関・団体と連携を図り、親同士のネットワークを広げる交流の場の拡大や、親子が体験・交流できる機会の充実に図ります。

特に、父親に子育てや家庭教育についての学習機会を提供することで、父親の家庭教育への主体的な参加の促進に努めます。

また、子育てに関する専門的な知識を持ち、アドバイスやサークル育成に指導的な立場で支援できる「子育てサポーター」の養成に努め、さまざまな子育ての相談に対応できる体制の充実に図ります。

（３）生涯各期に応じた学習の充実

【現状と課題】

青少年期は、人格の形成、大人への準備段階として大切な時期といわれています。

青少年が地域社会に参加し、多くの人と交流することで、社会性や公共性を身に付け、自らの役割や責任を果たすことができるようになります。このことから、学校との連携を強化し、体験活動や地域活動などの機会を充実することで、次代を担う心豊

かな青少年を育てる環境づくりが必要となります。

成人期は、個人の関心・年齢・体力に応じた主体的な学習が可能な時期ですが、職場・家庭・地域において多様な課題を抱えているため、学習ニーズがありながら、仕事の都合や子育てにより、学習に要する時間が限られるため、学習機会に恵まれていないのが現状です。家庭や仕事などに生かす学習だけでなく、高齢期に向けた趣味や生きがいがづくりに役立つ魅力ある学習機会を提供する必要があります。

高齢期に関しては、これまでも各コミュニティセンターや老人クラブ・地域コミュニティにおいて、生きがいがづくり・仲間づくりとしての学習機会が提供されています。

「元気な高齢者」が増えている今日では、学ぶ機会に加えて、学んだことを生かし、地域に還元・継承していく機会も求められます。

このことから、生涯各期に応じた学習課題と学習ニーズに合わせた学習機会の充実を図るとともに、地域における全ての世代の交流を促進し、市民の生涯学習の推進を支援する必要があります。

【施策の展開】

①青少年期における学習機会の充実

次代を担う心身ともに健やかな青少年の育成のため、体験学習等の学習機会の充実と青少年の育成に係る研修・交流事業に対する支援、読書活動の奨励に努めます。

県事業の「いわて希望塾」の活用と、教育振興運動における「リーダー研修会」により青少年リーダーの養成を推進します。

また、現在実施している「八幡平市総合教育支援事業」は、活発に事業が展開されるよう、活用促進に努めます。

②成人期における学習機会の充実

市民が一生涯継続できる趣味や教養の学習のほか、職業能力など日常生活の向上を図ることができる総合的な学習講座などの事業の充実を図ります。なお、仕事や子育てなど多忙な世代でもあることから、参加しやすい時間帯での開催など、多くの市民が参加できる工夫に努めます。

また、市民の活発な自主的学習活動につなげるため、サークルや学習グループの支援に努めます。特に高齢期に向けた趣味や生きがいがづくりに役立つ学習活動と地域活動への取り組みに対する支援に努めます。

③高齢期における学習機会の充実

高齢者が生きがいをもった生活を送ることができるよう、各種健康講座や高齢者大学など仲間づくりも合わせた学習機会の充実に努めます。

また、世代間交流事業など高齢者が長年の経験や知識・技術を生かすことができる

活躍の場を提供し、誰もが積極的に社会活動に参加できる機会の創出を図ります。

（４）現代的課題に対応した学習の推進

【現状と課題】

「現代的課題」は、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題です（平成４年７月２９日文部省生涯学習審議会答申）

社会の変化の中で、その都度解決・改善を求められる現代的課題については、積極的に学習課題として取り上げ、その諸問題への学習推進を図ります。

そのためには、情報化や国際化、環境問題、男女共同参画社会などの現代的な課題を積極的に取り上げ、問題を共有し社会の変化に対応するための能力を身に付ける学習の推進を図る必要があります。

【施策の展開】

①情報化に対応した学習の推進

市民自らが必要とする情報をインターネットなど多様なメディアから選択し、安全に活用できる能力を身に付けるため、情報活用能力を高めるメディア学習機会の充実を図ります。

また、青少年に普及しているスマートフォンやゲーム機器によるインターネット利用に起因する生活面への影響やトラブルが問題となっていることから、親と子に対するメディア学習機会の充実を推進します。

②国際化に対応した学習の推進

異文化学習（交流）講座など国際交流講座を通して、国際理解の環境づくりと学習機会の提供を図ります。

また、市民と外国人がふれあう機会を拡充し、市民の国際意識を高めるとともに、市内在住の外国人が市に対する理解を深め、市民として安心して暮らせるよう努めます。

③環境問題に対応した学習の推進

当市が有する豊かな自然環境の保全・活用など、人と自然の共生を推進するための学習活動や啓発活動の推進を図ります。

また、家庭でできる環境負荷低減策など、身近な環境問題に対する情報提供や学習活動の推進を図ります。

④男女共同参画社会に対応した学習の推進

男女の固定的な役割分担意識の是正や、女性の積極的な社会参画を支援するため

「八幡平市男女共同参画フォーラム」などを開催し、男女共同参画社会に関する啓発活動や情報提供、学習機会の充実を図ります。

また、男女共同参画社会の実現を図るために、八幡平市男女共同参画計画の推進に努めます。

3 多様で個性のある文化の創造

施策目標	施策の方向性	施策の展開
3 多様で個性のある文化の創造	(1) 芸術文化の振興	①芸術鑑賞、学習機会の提供 ②創作、発表機会の充実 ③芸術文化活動への支援
	(2) 文化財の保護と活用	①文化財調査と保護管理の強化 ②文化財の活用と充実 ③民俗芸能の保存・伝承

(1) 芸術文化の振興

【現状と課題】

芸術文化は、豊かな人間性を育むとともに、人と人とのつながりや、相互に理解し尊重しあう土壌を醸成するものです。

余暇の増大と価値観の多様化により、市民一人一人が心の豊かさを求める傾向が高まる中、生活に潤いと心の豊かさをもたらす芸術文化に対する関心が高まっています。

市民が芸術文化活動に親しみ参加できる、活動支援や発表の場、鑑賞の機会を今まで以上に充実するとともに、八幡平市芸術文化協会をはじめとする団体育成を図ることで、芸術文化活動の振興に努める必要があります。

【施策の展開】

①芸術鑑賞、学習機会の提供

市民の豊かな人間性と創造性を育むため、優れた展示作品や舞台発表などを鑑賞できるよう「八幡平市芸術祭」の開催のほか、市内中学生へ優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する「岩手県青少年劇場」や、音楽発表の場としての「岩手地区合唱祭」への参加など、関係団体等と連携した鑑賞・学習機会の充実を図ります。

②創作、発表活動の充実

コミュニティセンターや芸術文化団体と連携し、市民の各種文化活動の成果を発表・展示する場を充実させ、市民が気軽に参加できる創作・発表機会の提供を図ります。

③芸術文化活動への支援

芸術文化活動を行う場として、コミュニティセンターをはじめとした身近な施設を

利用し、創作活動ができるよう支援に努めます。

地域の特性を生かした創造的な芸術文化活動の活発化に資するため、各種助成事業を活用するなど、その活動の推進を図ります。

また、八幡平市芸術文化協会をはじめとした団体の育成と支援により、活動の活発化に努めます。

（２）文化財の保護と活用

【現状と課題】

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。当市には国及び県指定の文化財や、市指定有形・無形文化財があります。これらは、郷土の歴史や伝統・文化などを正しく理解し、後世に伝えなければならないものであり、その保護・保存・活用を図ることが重要です。

現在、市内には郷土資料を展示・保管する施設として、八幡平市博物館、西根歴史民俗資料館、松尾ふれあい文化伝承館の３施設があります。この施設が連携し、調査・研究、資料収集、保存・管理など市民のニーズに対応した情報を提供できる機能を充実させていく必要があります。

また、市指定無形民俗文化財（民俗芸能）については、少子高齢化による後継者不足など次世代への伝承が課題となっています。

【施策の展開】

①文化財調査と保護管理の強化

埋蔵文化財については、包蔵地（遺跡）の内容及び把握や記録保存を目的とした調査を進めていきます。また、その成果を市民に広く公開し、後世に記録を伝えることに努めます。

市内に点在する市指定有形文化財については、現状を把握し、所有者に対して保護・保存への支援を図ります。

専門的な立場から調査し、意見を具申する文化財保護審議会を定期的に開催し、文化財の保護と活用について検討します。

②文化財の活用と充実

文化財を通じて地域の歴史を学ぶことで、市民が郷土に愛着を持ち、地域を大切に作る心が育まれます。

そのためには、市内の郷土資料を所蔵する施設の機能充実を図り、市民へ周知するとともに、文化財について理解を深めることができる各種講座や企画展の開催を推進します。

③民俗芸能の保存・伝承

民俗芸能については、各団体の保存状況を把握したうえで、映像記録による保存や後継者育成など伝承活動の支援を継続して進めます。

また、学校や地域の中で民俗芸能に接する場を設けるとともに、「芸術祭舞台部門」などにより発表の機会を広めることで、市民への民俗芸能の周知を図ります。

■ 資料編

○八幡平市生涯学習推進計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 3 月 1 日	八幡平市生涯学習に関するアンケート調査（～3/28）
平成 30 年 4 月	同アンケート調査集計
平成 30 年 5 月	同アンケート調査分析
平成 30 年 6 月 7 日	平成 30 年度第 1 回社会教育委員定例会議
平成 30 年 8 月 29 日	社会教育委員臨時会議
平成 30 年 12 月 21 日	平成 30 年度第 2 回社会教育委員定例会議
平成 31 年 1 月 16 日	八幡平市生涯学習計画（案）意見募集（～2月4日）
平成 31 年 2 月 14 日	社会教育委員臨時会議
平成 31 年 2 月 15 日	八幡平市生涯学習推進本部会議
平成 31 年 2 月 25 日	八幡平市教育委員会定例会
平成 31 年 3 月	八幡平市生涯学習推進計画書発行

八地振第 052404 号

平成 30 年 5 月 24 日

八幡平市社会教育委員会議

議 長 佐々木 春 男 様

八幡平市生涯学習推進本部

本部長（八幡平市長）田 村 正 彦

八幡平市生涯学習推進計画の策定について（諮問）

八幡平市では、平成 19 年 3 月にまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、八幡平市総合計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。また、八幡平市総合計画の部門別計画として策定した「八幡平市生涯学習推進計画」につきましては今年度で計画期間が満了となります。

これまで八幡平市において進めてきた生涯学習施策を継承し、さらに進展するために、第 2 次八幡平市総合計画基本構想・前期基本計画との整合性を保ちながら、市の将来像である「農と輝の大地～ともに暮らし、しあわせ感じる八幡平市～」の実現に向けて、市民一人一人が生涯にわたり豊かな暮らしを実現するため「いつでも、どこでも、その人が、その人に適した方法」で学ぶことができる生涯学習社会を築く必要があります。

近年、市民の価値観の変化や生活様式の多様化、高度情報化の進展により社会構造が急激に変化している中で、市民を取り巻く生活環境には多くの課題が山積しているところであります。

こうした現状や課題を踏まえ、市民一人一人が心身ともに健康で活力に満ち、連携・協働していくことのできるまちづくりを目指した生涯学習社会の構築が必要であり、市民が学びを通して、自己を高め、学びの成果を地域で生かし、市民を主体としたまちづくりを目指し、当市における生涯学習施策の展開と方向性を示すため、次期 10 か年（平成 31 年度～平成 40（2028）年度の八幡平市生涯学習推進計画策定を諮問します。

平成 31 年 2 月 14 日

八幡平市生涯学習推進本部

本部長（八幡平市長）田 村 正 彦 様

八幡平市社会教育委員会議

議 長 佐々木 春 男

八幡平市生涯学習推進計画について（答申）

平成 30 年 5 月 24 日付け、八地振第 052404 号をもって、当社会教育委員会議に諮問がありました八幡平市生涯学習推進計画の策定について、慎重に審議した結果、別添計画書のとおり答申いたします。

本答申が市及び教育委員会、関係機関・団体において生かされ、基本方針として設定した「農と輝の大地」のもとで いつでも どこでも だれでも 学びあう生涯学習のまち・八幡平市の実現に向け、生涯学習社会の推進に努められることを期待いたします。

八 幡 平 市 社 会 教 育 委 員

任期：平成 30 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日

	氏 名	所属団体名	備 考
1	菊 池 克 幸	八幡平市校長会	松尾中学校長
2	山 口 徹	八幡平市 P T A 連絡協議会	松尾中学校 PTA 会長
3	佐々木 春 男	(一社) 八幡平市体育協会	会長
4	佐々木 育 子	八幡平市婦人会連絡協議会	事務局長
5	伊 藤 政 子	八幡平市芸術文化協会	副会長
6	佐 藤 テ ツ	八幡平市社会福祉協議会	副会長
7	鈴 木 志賀子	活気あふれる大更を創る会	代議員
8	田 中 耕 一	八幡平市平舘地域振興協議会	副会長
9	中軽米 幸 雄	八幡平市松尾地区地域振興協議会	副会長
10	田 村 美知子	八幡平市松尾地区地域振興協議会	会員
11	小山田 壽 雄	荒屋地区振興協議会	監事
12	畠 山 卓 子	細野地区振興協議会	会員

議 長 佐々木 春 男
副議長 伊 藤 政 子

八幡平市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関し、関係部局等相互の事務の緊密な連絡調整を図り、生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、八幡平市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習関連施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画に関すること。
- (3) 生涯学習の奨励及び普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、課長、総合支所長及び事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事会)

第6条 本部に、幹事をもって組織する幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長は地域振興課長を、副幹事長は地域振興課長補佐をもって充てる。

3 幹事は、関係部局の職員のうちから本部長が任命する。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

7 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に関する事業の企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 各課、施設等における生涯学習関連事業の評価、報告に関すること。
- (3) 各課、施設等における生涯学習の意識啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関し、必要と認める事項に関すること。

8 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月20日告示第149号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

八幡平市生涯学習関連施設一覧（平成 30 年 4 月 1 日 現在）

■市民センター、コミュニティセンター

施設名称	所在地
西根地区市民センター	田頭第 39 地割 80 番地 1
大更コミュニティセンター	大更第 25 地割 55 番地 4
田頭コミュニティセンター	田頭第 23 地割 37 番地 7
平舘コミュニティセンター	平舘第 26 地割 99 番地 1
寺田コミュニティセンター	西根寺田第 15 地割 127 番地
松尾コミュニティセンター	野駄第 7 地割 220 番地
細野コミュニティセンター	細野 704 番地 1
畑コミュニティセンター	赤坂田 202 番地 9
荒屋コミュニティセンター	叭田 70 番地
五日市コミュニティセンター	川原 25 番地 2
浅沢コミュニティセンター	岩木向 77 番地
田山コミュニティセンター	田中下タ 78 番地
舘市コミュニティセンター	舘市 39 番地 1

■図書館・図書室

施設名称	所在地
市立図書館	大更第 35 地割 57 番地 1
松尾コミュニティセンター図書室	野駄第 7 地割 220 番地
荒屋コミュニティセンター図書室	叭田 70 番地

■文化財保護施設

施設名称	所在地
八幡平市博物館	叭田 230 番地
西根歴史民俗資料館	西根寺田第 15 地割 127 番地
松尾ふれあい文化伝承館	野駄第 7 地割 220 番地

■体育施設

施設名称	所在地
西根地区体育館	田頭第 39 地割 76 番地 2
三ツ森グラウンド	平笠第 24 地割 1 番地 43
総合運動公園多目的運動広場	大更第 37 地割 105 番地 2
総合運動公園野球場	大更第 37 地割 105 番地 2
総合運動公園体育館	大更第 37 地割 105 番地 2
平館ふれあい広場テニスコート	平館第 26 地割 99 番地 1
西根相撲練習場	平館第 26 地割 101 番地 4
松尾テニスコート	野駄第 7 地割 223 番地 1
松尾相撲場	野駄第 7 地割 220 番地
松尾柔剣道場	野駄第 7 地割 220 番地
松尾 B & G 海洋センター	野駄第 7 地割 223 番地 2
松尾総合運動公園多目的運動場	野駄第 7 地割 203 番地
松尾総合運動公園多目的屋内運動場	野駄第 7 地割 206 番地
八幡平市ラグビー場	松尾寄木第 7 地割 3 番地 1
鬼清水球技場	野駄第 3 地割 343 番地 1
中山ラグビー場	松尾寄木第 2 地割 538 番地

施設名称	所在地
中山野球場	松尾寄木第 2 地割 502 番地
安代グラウンド	寺志田 50 番地 2
矢神飛躍台	矢神 178 番地 26
田山グラウンド	馬場下タ 46 番地 1
矢神体育館	矢神 14 番地 2
田山体育館	田中下タ 78 番地
田山スポーツ交流館	田中下タ 78 番地
田山射撃場	矢神 178 番地 4
安代地区体育館	叭田 70 番地
いこいの村岩手体育館	平笠第 24 地割 1 番地 80
田山スキー場	矢神 8 番地 1
西根中学校屋外運動場照明施設	大更第 24 地割 25 番地
西根第一中学校屋外運動場照明施設	堀切第 12 地割 40 番地
松尾中学校屋外運動場照明施設	野駄第 14 地割 57 番地
安代中学校屋外運動場照明施設	清水 50 番地

八幡平市の指定文化財一覧（平成 30 年 4 月 1 日 現在）

【国指定文化財】

名 称	種 別	所在地	指定年月日
焼走り熔岩流	特別天然記念物	平笠上坊山国有林 1551 林班内	S 46. 4. 21
大揚沼モリアオガエル及びその繁殖地	天然記念物	松尾寄木第 1 地割字沼利 36	S 47. 12. 8

【県指定文化財】

名 称	種 別	所在地	指定年月日
線刻五尊像鏡 （瑞花双鳳八稜鏡）	考古	西根寺田第 15 地割 127 番地 （西根歴史民俗資料館）	S 53. 4. 4
木造地藏菩薩立像	歴史	西根寺田第 20 地割 27 番地 （聖福寺）	S 54. 2. 27
天狗森の夏氷山風穴	天然記念物	天狗森国有林	S 49. 2. 15
南部絵暦	有形民俗	下モ川原 44 番地	S 57. 3. 23
安比川上流域の木地師関係資料	有形民俗	叭田 230 番地 赤坂田 204 番地 9	H 22. 3. 2

【市指定文化財】

■有形文化財

名 称	種 別	所在地	指定年月日
白坂の大鏡	歴史	西根寺田第 20 地割 27 番地 （聖福寺）	S 49. 7. 20
七面観世音	歴史	西根寺田第 20 地割 27 番地 （聖福寺）	S 49. 7. 20
白坂の棟札	歴史	西根寺田第 20 地割 27 番地 （聖福寺）	S 49. 7. 20
木造釈迦如来坐像	歴史	西根寺田第 20 地割 27 番地 （聖福寺）	S 53. 8. 31
赤銅板懸仏	歴史	西根寺田第 15 地割 127 番地 （西根歴史民俗資料館）	S 53. 8. 31

名 称	種 別	所在地	指定年月日
土沢の浄屋	民俗	西根寺田 土沢地区内	S 49. 7. 20
つぼ及び古銭	考古	西根寺田第 22 地割 64 番地	S 60. 7. 22
古銭	考古	西根寺田第 22 地割 63 番地 2	S 60. 7. 22
荒屋八幡神社鰐口	歴史	荒屋新町 152 番地 1	H 2. 5. 25
佐比内山の神	民俗	佐比内 74 番地	H 12. 1. 4
鉄造菩薩立像懸仏	民俗	打田内 70 番地 2	H 15. 1. 31
兄川山神宮の山神像	民俗	作平 140 番地 4	H 26. 8. 1

■天然記念物

名 称	所在地	指定年月日
イチョウ（メス）	松尾寄木第 24 地割 97 番地	S 50. 10. 11
イチョウ（メス）	松尾寄木第 27 地割 91 番地 2	S 50. 10. 11
スギ（大双子）	松尾寄木第 27 地割 144 番地	S 50. 10. 11
スギ（小単）	松尾寄木第 27 地割 144 番地	S 50. 10. 11
サワラ（大）	松尾寄木第 27 地割 144 番地	S 50. 10. 11
サワラ（小）	松尾寄木第 27 地割 144 番地	S 50. 10. 11
サワラ	松尾第 14 地割 159 番地	S 50. 10. 11

■史跡

名 称	所在地	指定年月日
山崎一里塚	平館第 9 地割内	S 49. 7. 20
留之沢一里塚	七時雨山国有林内	S 55. 1. 31
七時雨一里塚	高畑 96 番地 82	S 48. 2. 19

名 称	所在地	指定年月日
荒屋一里塚	清水 154 番地 2	S 48. 2. 19
曲田一里塚	曲田 427 番地	S 48. 2. 19
苗代沢一里塚	姥子石 259 番地 3	S 48. 2. 19
一字一石供養塚	西根寺田第 26 地割内	S 53. 8. 31
白坂薬師堂跡	西根寺田第 1 地割 19 番地 3	S 53. 8. 31
塞の神群	西根寺田第 26 地割内	S 53. 8. 31
苗代沢窯跡	苗代沢 59 番地 3	S 48. 2. 19
殿坂の石碑	沢口 77 番地	S 46. 4. 21

■名勝

名 称	所在地	指定年月日
不動の滝	高畑 89 番地 3	S 46. 4. 21

■無形民俗文化財

名 称		所在地	指定年月日
西 根 地 区	平笠田植踊	平笠第 11 地割 81 番地	S 49. 7. 20
	土沢浄屋の行事	帷子第 4 地割 22 番地	S 49. 7. 20
	大石平念仏剣舞	大更第 44 地割 41 番地 1	S 56. 3. 25
	平笠裸参り	平笠第 11 地割 38 番地	S 56. 3. 25
	野口鹿踊	西根寺田第 8 地割 60 番地 1	S 56. 3. 25
	田頭田植踊	田頭第 33 地割 46 番地 1	S 59. 2. 27
	田頭竹の子舞	田頭第 23 地割 44 番地 1	S 60. 7. 22
	岩手山神社山伏神楽	平館第 24 地割 47 番地	H 10. 6. 29

名 称		所在地	指定年月日
松 尾 地 区	山伏神楽	松尾第 21 地割 30 番地 7	S 50. 10. 11
	田植え踊り	野駄第 16 地割 64 番地 1	S 50. 10. 11
	寄木念仏剣舞	松尾寄木第 27 地割 103 番地	S 50. 10. 11

名 称		所在地	指定年月日
安 代 地 区	浅沢神楽	山岸 59 番地 1	S 52. 4. 6
	小屋の畑田植え踊り 並びに南部手踊り	保戸坂 30 番地 1	S 52. 4. 6
	曲田先祓い	上の山 314 番地	S 52. 4. 6
	田山先祓い	下モ川原 1 番地 6	S 52. 4. 6
	折壁日泥先祓い	折壁 19 番地 1	S 52. 4. 6
	兄川先祓い	兄川 124 番地 52	S 52. 4. 6
	横間虫追い祭り	打田内 172 番地	H 3. 11. 12

八幡平市生涯学習推進計画

発行年月 平成 31 年 3 月

発 行 八幡平市

編 集 八幡平市 地域振興課

〒028-7397 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地

電話：0195-74-2111（代）FAX：0195-74-2102
